



諸外国における 化学物質管理戦略の状況について

関東学院大学法学部 助教授

織朱實

2007年3月16日



化学物質管理の国際的な取組み

化学物質管理は、国際的協調のもとに実施されている

- 1972年 国連人間環境会議 「人間環境宣言」「国際行動計画」採択
UNEP(国連環境計画)設立
- 1992年 国連環境開発会議(UNCED)「リオ宣言」「アジェンダ21」採択
第19章「有害化学物質の環境上適正管理」
- 2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)
「実施計画」「ヨハネスブルグ宣言」採択
- 2006年 国際化学物質管理会議(ICCM)
「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(SAICM)採択

化学物質管理の諸外国の動き

製造・使用禁止措置、規制など

- 1987年 **モントリオール議定書** 採択: オゾン層破壊物質の製造・使用禁止措置
- 1992年 **オスロ・パリ条約(OSPAR条約)**: 水環境への化学物質の流入等の規制
- 2004年 **ストックホルム条約(POPs条約)**: 残留性有機汚染物質の製造・使用禁止措置

化学物質のリスクに関する情報整備・共有

- 2003年 国連「**化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)**」
2008年までの導入を目標に
 - 2004年 「**国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前の
かつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)**」
- その他、1992年～ OECD高生産量化学物質点検プログラム(HPVプログラム)では各国の作業分担で有害性評価が進められている

SAICM:

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ

2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指す

目的

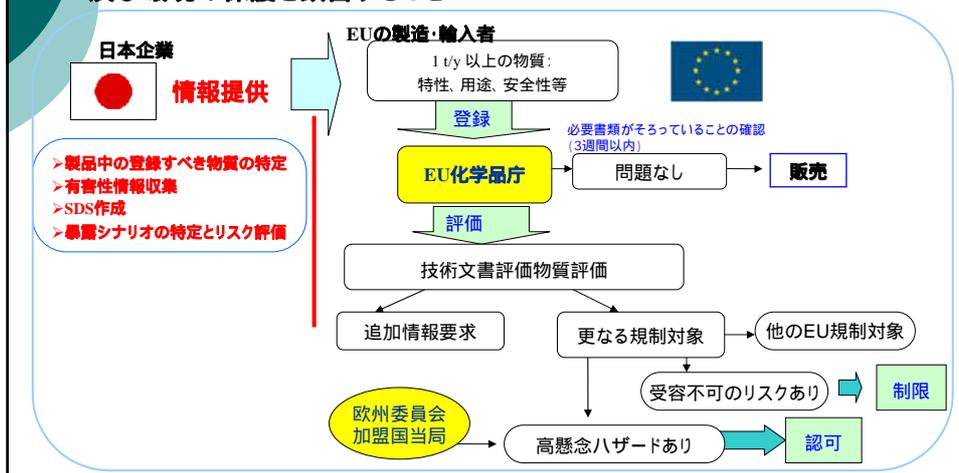
- 1 **リスク削減**: 労働者の健康・衛生及び環境リスクを削減。
- 2 **知識と情報**: 科学技術及び研究関連情報を重視。
- 3 **ガバナンス**: 適切かつ透明で開かれた国家的、地域的、及び国際的なメカニズムの利用。
- 4 **能力向上と技術協力**
- 5 **不法な国際取引の防止**

アジア地域のキャパシティビルディング
マルチステイクホルダーによる取組

REACH:

Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals

目的: EU化学品産業の競争力を高めつつ、化学品のリスクからの人の健康及び環境の保護を改善すること



北海汚染から生まれた「一世代目標」

1995年 第四回北海保護国際会議

「エスビエル宣言」採択

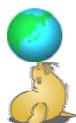
「自然発生する物質はバックグラウンドレベルに、人口の物質はほぼゼロに、海洋環境中の濃度を減少させることを最終目標として、2020年までに海への環境有害物質の放出を減少させる。」



1998年

「持続可能な開発のためのノルウェー戦略」採択

“人の健康と環境を脅かす化学物質の排出は一世代内に終えなければならない”



ノルウェー首相の宣言「人々と環境に有害な生体異物は長期間続くことは許されない」を採択

デンマークの化学物質管理戦略 :一世代目標



一世代目標

Generation goal ~ No problematical substances by 2020
-how can we achieve this?(2001年10月デンマーク環境省策定)

「2020年までに市場のどの製品も人の健康と環境への深刻な問題のある影響を及ぼす化学物質を含まないこと」化学物質政策の要とする

対象物質

- ・PBT(persistent, bioaccumulable, toxic) 現在約400種をリストアップ
次の段階では危険性優先度の高い物質を指定していく
- ・「有害物質自己分類アドバイザーリスト」策定
有害性が懸念される物質20千物質をQSAR等で評価しリストアップ
- ・「不適当な物質のリスト(List of Undesirable Substances :LOUS)」策定
製造業、商社等に長期に削減・中止を勧める
- ・環境リスクの低い化学物質への代替促進へのソフトなアプローチも展開(エコヘル等)

スウェーデンの化学物質管理戦略 :環境品質目標 (Environmental Quality Objectives :EQO)



1999年 スウェーデン議会で分野ごとの15の環境品質目標を採択。
一世代内に現在直面している主な環境問題を解決するとして2020年までの目標(気候変動は2050年)までに実施される必要がある。

目的:

- 人の健康を増進し、
- 生物多様性と自然環境を保護し
- 文化面での環境や文化遺産を保存し、
- 長期間の生態系の生産性を維持し、
- 天然資源の懸命な管理を確実にする

15の目標のうち、化学物質に関連するもの「有害でない環境」はその進展度がもっとも悪くなっている。

英国:英国化学物質戦略 (United Kingdom Chemicals Strategy)



1999年「持続可能な開発構想の一環として、化学物質の環境または健康への被害を避けるための英国政府の政策」として発表

目的(Aims)

人の健康や環境に受容し難いリスクをもたらす化学物質を段階的にできるだけ早く廃止する。

健康や環境の保護と多くの化学物質が提供する社会経済的なメリットの保持とのバランスを考えながら、生活に不可欠な化学物質によって引き起こされるリスクをできる限り削減する。

化学物質の環境および健康へのリスクについてのすべての情報を公共に利用できるようにする。

戦略の主要な要素

予防的アプローチ

(科学的な証拠が十分に手に入らなくても、化学物質の優先順位の検討を前倒しで進め、リスク削減プロセスを開始する)

化学物質のリスク削減のための産業界との自主的な合意

環境および健康への化学物質の影響に関係するすべてのグループの代表が関与する新しい化学物質ステークホルダーフォーラムの設置

タイの化学物質管理戦略 :第3次化学物質管理戦略(2007~2011年)



理念

化学物質の危険性のない社会を構築し、国家の持続的開発及び世界競争力獲得を実現する。

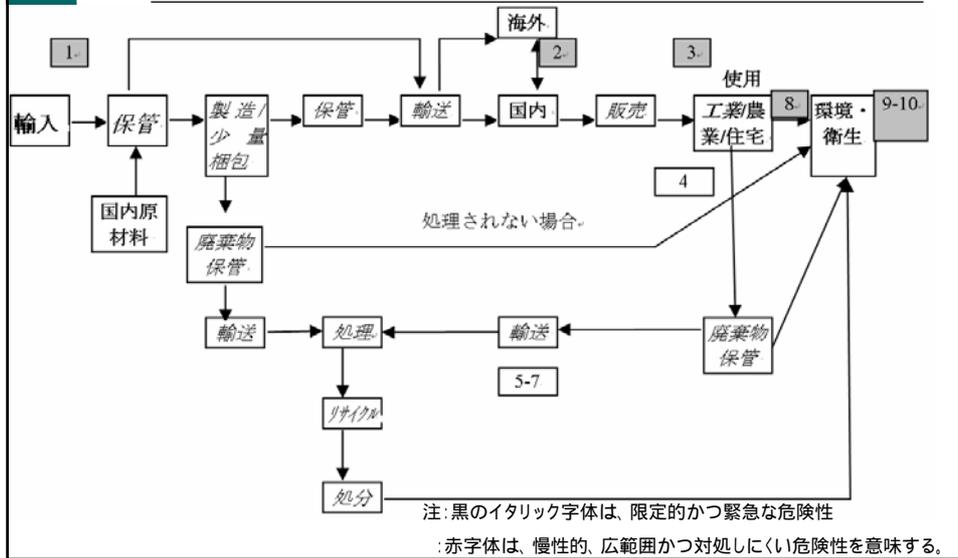
目的・目標

1. SAICMに整合した系統的化学物質管理
2. 化学物質管理の全関係者・団体における統一性
3. 能力向上、市民の化学物質管理への参加

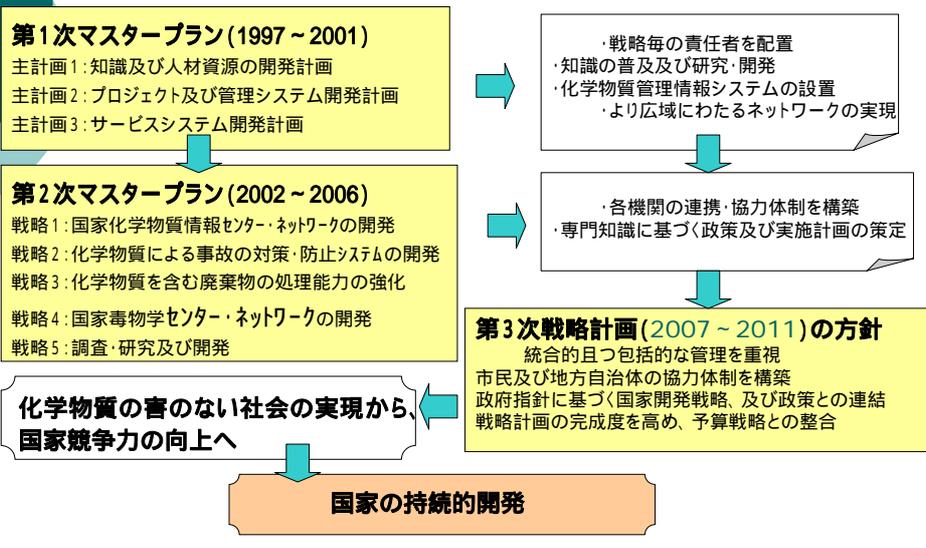
タイ:化学物質管理の現状



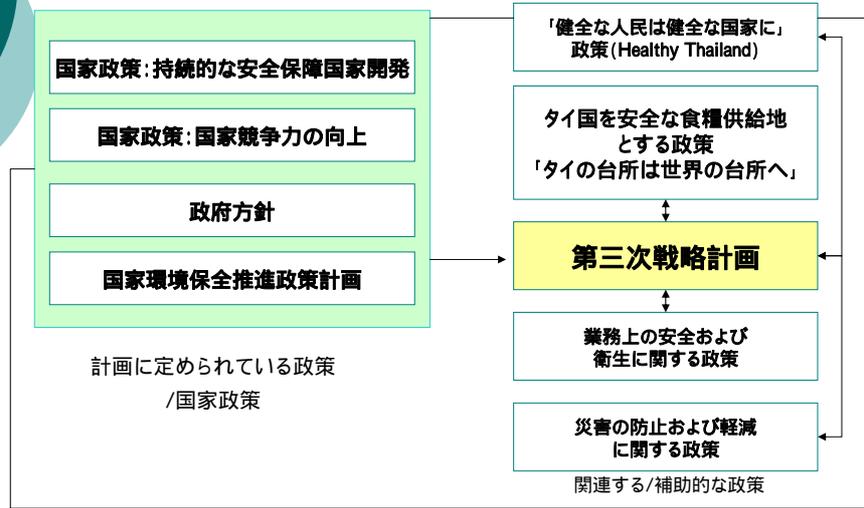
輸入からエンドユーザーまでの化学品使用の流れとサイクル



タイの化学物質管理戦略 :マスタープラン策定の流れ



タイ: 第3次戦略計画 政府方針及び国家政策との関連



戦略2 化学物質によるリスクの低減

2.1 健康及び環境に安全な農業の開発及び促進



1. 法的手法 (Enforcement)

1 戦略1における手法3に関し、先進国が使用を禁止している化学物質の輸入を禁止し、登録から抹消する。また、リスクの高い種類の農薬の登録を制限する。

2 全危険度の農薬の輸入、製造、運搬、保管、貯蔵、保有、販売、使用、及び処分に関する安全基準を策定し、管理する。

3 農薬の市場促進活動及び販売活動について、必要以上の使用を招いたり、又は、人及び環境に害を及ぼしたりする手法を制限・規制する。

戦略2 化学物質によるリスクの低減
2. 適正技術の開発(Engineering)



計画/Project	Output	指標		目的	予算	主機関/補助機関
5.3 化学物質による緊急事態を原因とする汚染問題の調査及び対策	1. 化学物質による緊急事態が発生した場合、期限までに調査、又は初期対策のための提言が行われる。 2. 緊急事態発生現場の周りの環境が回復される。	1,4	2007年	↑	1	公害管理局
			2008年		1	
			2009年		1	
			2010年		1	
			2011年		-	
			計		1.45分 2.5日間	

戦略2 化学物質によるリスクの低減
2. 適正技術の開発(Engineering)



計画/Project	Output	指標		目的	予算	主機関/補助機関
6. 有害化学物質リスク管理モデル事業 :ノンタブリー及びパトゥムタニー県内の殺虫剤及び塗料の中小企業工場内に緊急事態が発生した場合。(2006年からの継続事業)	1. ノンタブリー及びパトゥムタニー県内の中小企業工場内の殺虫剤及び塗料用化学物質データベース 2. 各レベルのリスクがある可能性の地域 3. その地域の担当機関の緊急事態対処能力及び準備体制 4. 化学物質漏洩時の重大さ予測プログラム 5. 化学物質漏洩災害管理についての教育及び連絡センター 6. 対象工場内に使用される化学物質の安全管理報告のための情報	1,3 及び 4	2007年	↑	6	薬事科学局 災害軽減局 保健省事務次官室:ナレーントーンセンター 工場局 公害管理局 食品・医薬品委員会事務局 中部毒物学センターネットワーク タイ産業連盟化学産業班 地方自治振興局:地方自治体 各県の保健事務局 タイ国工業団地公社
			2008年		8	
			2009年		-	
			2010年		-	
			2011年		-	
			計		1.45分 2.5日間	

第3次国家化学物質管理戦略計画(2007～2011) に基づく実施計画及び事業/プロジェクト担当機関



省	機関	事業/プロジェクト
2. 工業省	工場局	1 化学製品の販売・広告宣伝及び市場メカニズム調査事業(食品・医薬品委員会事務局及び農業局と共同)
		2 1992年危険物質法下の化学物質データベースのネットワーク効率改善事業
		3 化学物質管理について、行政職員、民間及び、一般住民の能力開発(2011年、タイ産業連盟化学産業班と共同)
		4 工場内で使用するために、輸入される危険性の高い化学物質の管理システム開発
		5 グリーンプロダクト(Green product)に向けた製造開発の促進
		6 製造業におけるライフサイクルアセスメント(Life Cycle Assessment)による廃棄物の低減事業
		7 GHSシステムに基づく工場事業者の化学物質管理能力向上(労働保護福祉局及びタイ産業連盟化学産業班と共同)
		8 化学物質の安全管理のための作業員能力開発事業
		9 GHSシステムに従った化学物質表示の作成基準開発事業(食品・医薬品委員会事務局、農業局、運輸省事務次官室と共同)
3. 保健省	保健局	1 法律の開発及び改訂
		2 化学物質・危険物の緊急時対応計画事業(災害軽減局と共同)
		3 治療、死亡及び資産損傷等、経済的な化学物質による被害の調査・分析事業
		4 化学物質管理について、行政職員、民間及び、一般住民の能力開発(2007年、食品・医薬品委員会事務局、疾病管理局、公害管理局と共同)
		5 農薬の使用による健康及び環境の影響評価事業。地方レベルの方針設定支援を目的とする。

第3次国家化学物質管理戦略計画(2007～2011) に基づく実施計画及び事業/プロジェクト担当機関



省	機関	事業/プロジェクト
3. 保健省	食品・医薬品委員会事務局	1 法律の開発及び改訂
		2 化学製品の販売・広告宣伝及び市場メカニズム調査事業(工場局と農業局と共同)
		3 第3次国家化学物質管理戦略計画(2007～2011)の実施結果評価研究事業
		4 国家化学物質管理の状況の調査研究事業
		5 緊急事態の化学物質被害者の健康回復基金設立形態開発事業
		6 食品・医薬品委員会事務局の健康製品内化学物質及び毒物学DB開発及びネットワーク構築事業
		7 第3次国家化学物質管理における基本データの開発事業 タイ語版と英語版
		8 化学物質管理について、行政職員、民間及び、一般住民の能力開発
		9 GHSシステムに従った化学物質表示の作成基準開発事業
		10 工業団地外の中小事業者(SME)がGHSシステムに従った化学物質の表示する能力開発事業
		11 地域の健康及び環境についての化学物質安全指標開発事業:都市及び地方
		12 健康及び環境についての化学物質安全のモデル地域の開発事業
		13 教科書内にGHSの化学物質危険情報表示に関する知識を追加する事業。
		14 GHSの化学物質危険情報表示に関する生徒・学生の知識及び理解向上事業(課外活動)(教育省事務次官室・政策方針部と共同)
		15 食品・医薬品委員会事務局(キッズ委員、青少年委員)、消費者保護委員会事務局(ちびっこ委員)及び消費者団体を通じたGHSの化学物質危険情報表示の普及事業(教育省事務次官室:政策方針部と共同)
		16 中・高等教育課程及び大学での化学安全及び環境教育のためのツールの開発(公害管理局、教育省事務次官室:政策方針部と共同)

第3次国家化学物質管理戦略計画(2007～2011) に基づく実施計画及び事業/プロジェクト担当機関



省	機関	事業/プロジェクト
4. 天然資源・環境省	公害管理局	1 法律の開発及び改訂
		2 国際貿易の対象となる特定の有害化学物質及び駆除剤についての事前同意手続に関するロッテルダム条約の連携センターの設置
		3 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の連携センターの設置
		4 バーゼル条約に従う活動
		5 化学物質・危険物の緊急時対応の準備計画事業(災害軽減局と共同)
		6 インターネットを通じた地域レベルの化学物質災害管理のためのデータベースの作成(Web-based Application)
}		
		12 化学物質災害対策団体、すなわち地方環境事務局の能力開発をし、県及び自治体レベルまでネットワークを広げるためのモデル作りをする。
		13 化学物質管理について、行政職員、民間及び、一般住民の能力開発(保健局、食品・医薬品委員会事務局、疾病管理局と共同)
		14 環境有害物質の管理基準の開発
}		
		20 廃品回収の先駆的实施。廃電気電子製品の危険性及び環境にやさしい電気製品の購入に関する知識の普及。
		21 廃棄物の低減、有効利用、地域の有害廃棄物及び感染性廃棄物の処理について、地方自治体の能力向上
		22 地域の有害廃棄物の収集、運搬及び処理について、地方自治体の効率向上